広報 はちおうじ 特集号

環境基本終例のある話し



良好な環境を未来へ引き継ぐために…

八王子市環境基本条例が制定されました

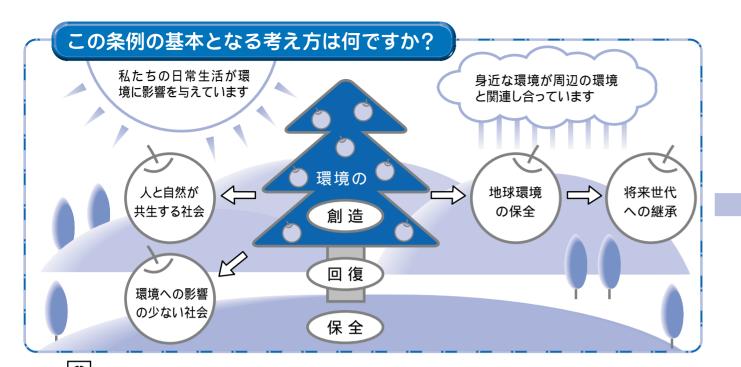
このパンフレットは、平成13年12月28日に公布した環境基本条例の内容をご紹介するとともに、今後、市民・事業者のみなさんに知っていただきたいこと、お願いしたいこと、そしてみなさんができることなどをお知らせするために作成しました。

環境基本条例とは どんな条例ですか?

環境基本条例とは、環境に関する個別の事項について規制したり支援するための条例ではなく、良好な環境を確保し、次の世代に引き継いでゆくための基本となる考え方、市や市民・事業者の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めるための条例です。

八王子市の環境基本条 例の目的は何ですか?

現代の環境問題を解決するためには、市と市民・事業者のみなさんとが一緒になって、環境を保全し、回復し、創造するために取り組まなければなりません。そのための仕組みを明らかにすることが、この条例の目的です。



市の役割は何ですか?

000

市のすべての事業を環境の保全等の視点からとらえなおします。 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施します。 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、 支援します。

具体的に何をするのですか?

環境基本計画など

環境基本計画を策定します。 環境白書をつくります。

基本的な施策

良好な生活環境の保全等に努めます。

自然環境の保全に努めます。

資源の循環的利用などの促進に努めます。

地球環境の保全に努めます。

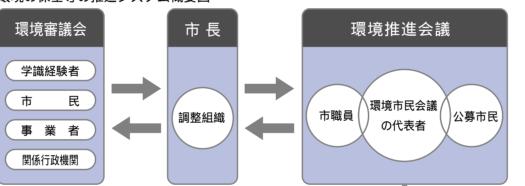
公害などに関し、必要な規制に努めます。 環境の状況の監視・測定・調査に努めます。

施策を推進する体制

環境審議会を設置します。

市役所内の環境の保全等に関して調整する組織をつくります。 国や他の地方公共団体と協力し合います。

環境の保全等の推進システム概要図







市の取り組みと私たちの活動は、どのようにつながるのですか?

市の取り組みと市民・事業者のみなさ んの活動とを組み合わせるため、環境 推進会議を設置します。

環境推進会議では それぞれの環境市 民会議や市民団体などから寄せられ た提言や要望について話し合います。

環境推進会議では、それぞれの環境市民 会議では解決できない問題についても話 し合います。

環境推進会議で話し合った事項は 市の取 り組みや環境市民会議における活動に反 映されることになります。

私たちは何をすればよいのですか?

私たちの日常生活や事業活動そのものが環境に 影響を与えていることを理解しましょう。 良好な環境とは何かを考えてみましょう。

身近な環境について調べてみましょう。 良好な環境の確保に向けてできることから行動し ましょう。

そのためには、どのような仕組みがありますか?

環境保全推進地区

市民・事業者のみなさんが、生活しまたは 事業活動を行う身近な地域の環境のために 自ら活動しやすいように 市の区域を六つに 区分し、環境保全推進地区を設定しました。

環境保全推進地区区域図



- 1 中央地区 環境市民会議 本庁の管轄区域
- ② 北部地区 環境市民会議 加住·石川事務所の管轄区域
- ③ 西部地区 環境市民会議 元八王子・恩方・川口事務所の管轄区域
- 4 西南部地区 環境市民会議 浅川・横山・館事務所の管轄区域
- (5) 東南部地区 環境市民会議 由井・北野事務所の管轄区域
- 6 東部地区 環境市民会議 由木・由木東・南大沢事務所の管轄区域

環境市民会議

自分たちの身近な環境を考えるために、それぞれの環境保全推進 地区に環境市民会議をつくることができます。 これは その地区で生 活したり、事業を行っている人が、暮らしやすい環境について話し合 い、その地区の環境がよくなるように活動するための会議です。そ れぞれの家庭や事業所から地区へと活動の輪を広げてゆきましょう。

市の支援策

市は、市民・事業者のみなさんが身近な環境について調べるため の手助けとなる指標を作成します。ぜひ活用してみてください。 市は、環境に関する専門的知識を身につけた人や環境に関する 活動のリーダーとなる人を育成します。その人たちと手を取り合 って、身近な環境のための活動を進めましょう。



私たち一人ひとりが環境の大切さを知るためには、どうすればよいのですか?

環境学習など

市民・事業者のみなさんは、環境問題に関する理解を深めるため、自ら学習に努めましょう。 市は 大学などと連携して人材を育てるとともに、環境に関する学習の機会の提供に努めます。

情報の提供

市は、環境に関する適切な情報の提供に努めます。



浅川(上恩方町)

私たちのまち八王子には、市内に源流を持ついくつもの河川が流れ、緑豊かな自然があります。この豊かな環境は、私たちに自然の恵みと潤いのある生活の場を提供してくれています。

しかし、私たちの享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で必要以上の資源やエネルギーの消費による環境への影響を増大させ、生態系にも影響を及ぼすようになり、地球環境を脅かすまでになっています。

私たちがこのまま環境に対して無関心でいると、環境がさらに悪化してしまうことにならないでしょうか。

だから...。

一人ひとりが、もっと環境のことを考えましょう。そして何かひとつ、できることから環境によいことを始めましょう。私たちの暮らすこのまちが、いつまでもきれいで住みやすいまちであり続けるために…。八王子市の環境を、私たちの手で守り、取り戻し、育んでゆきましょう。

環境基本条例の全文は、八王子市のホームページでご覧になれます。 環境基本条例についての問い合わせは...

八王子市環境部環境保全課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 0426·20·7384 FAX0426·26·4416

八王子市ホームページアドレス

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/ Eメール

kankyo@city.hachioji.tokyo.jp

2002(平成14)年2月15日発行